令和８年（フ）第１７９号
岡山県倉敷市中庄団地27番１―210号　市営中庄団地
債務者　藤原　百加
1　決定年月日時　令和８年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和８年（フ）第２３３号
岡山県笠岡市小平井1251番地
債務者　井上　美優
1　決定年月日時　令和８年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和８年（フ）第１３３１号
埼玉県上尾市浅間台三丁目12番地１　ハイツ浅間台201、旧住所埼玉県上尾市小泉四丁目13番地７　プレジール光203
債務者　石井　要一
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月14日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１３４４号
さいたま市西区大字二ツ宮768番地２　コートガーデン202号、旧住所埼玉県川口市上青木４丁目３番10号　エクセルグリーン202号
債務者　長山　惟治
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月14日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１３８６号
埼玉県桶川市大字川田谷2730番地の510
債務者　渡邊　直美
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月14日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１２５１号
さいたま市桜区大字神田770番地１　小島ハイツ205号
債務者　角田　光広
1　決定年月日時　令和８年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月15日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１４１３号
埼玉県新座市石神三丁目19番５号　武蔵野サンハイツひばりケ丘パート８　118号室
債務者　野村　和男
1　決定年月日時　令和８年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月15日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１４３５号
札幌市東区北８条東１丁目１番25―610号
債務者　若崎　正樹
1　決定年月日時　令和８年８月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで　札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１４５３号
札幌市東区北13条東12丁目１番18―303号
債務者　渡辺由美子（旧姓前田）
1　決定年月日時　令和８年８月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで　札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１４５９号
札幌市東区伏古４条５丁目１番27号　クチュール伏古４・５―101号
債務者　古田　　晃
1　決定年月日時　令和８年８月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで　札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１４６０号
札幌市東区伏古４条５丁目１番27号　クチュール伏古４・５―101号
債務者　古田　知里
1　決定年月日時　令和８年８月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで　札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１４８６号
札幌市東区東苗穂９条２丁目５番11号
債務者　田村　信幸
1　決定年月日時　令和８年８月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで　札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１４９６号
札幌市東区北28条東６丁目１番19号　エストボヌール201号
債務者　鈴木　幸乃（旧姓赤坂、川島）
1　決定年月日時　令和８年８月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで　札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１５１６号
北海道千歳市梅ケ丘２丁目15番10号　コーポきむら１Ａ号
債務者　福井　南智
1　決定年月日時　令和８年８月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで　札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１５１７号
札幌市豊平区福住１条１丁目８番23―101号
債務者　橋本　達也
1　決定年月日時　令和８年８月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで　札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１５２８号
札幌市豊平区中の島１条２丁目４番18―205号
債務者　小路　利沙（旧姓北澤）
1　決定年月日時　令和８年８月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで　札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１５６０号
札幌市南区川沿12条４丁目７番13号　松浦ハイムＡ―５号
債務者　祐川　　翔
1　決定年月日時　令和８年８月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで　札幌地方裁判所民事第４部